



アスベスト関連ニュース

2016年3月17日

石綿の飛散防がず工事 市が行政指導

慶応大矢上(やがみ)キャンパス(横浜市港北区)で昨年十一月、アスベスト(石綿)を含んだ実験室の改修工事が市に無届けのまま行われたことが分かった。工事を請け負った大林組(東京都港区)は本紙の取材に、大気汚染防止法が定める事前調査を怠り、石綿の飛散防止措置を講じていなかったと認めた。市は同法違反に当たるとして十六日、大林組と慶応大に再発防止を求める行政指導をした。

大林組によると、現場の担当者が「過去に石綿は除去済み」と思い込み、調査不要と判断。慶応大に報告せず工事に着手した。

工事現場は、一般の粉じん飛散防止策をした程度で、排気装置の設置など国が定める石綿飛散防止策を講じていなかった。

キャンパス内に飛散した可能性もあるが、市は「既に工事を終えており確認は難しい」。慶応大は学内施設について、石綿の再調査を検討している

※一部中略(参照:東京新聞)

土壤汚染対策の基礎知識

油汚染土壌は汚染土壌？対策方法は？其の1

油汚染は土壤汚染対策法で定められた有害物質ではありません。そのため、汚染土壌には該当せず、法的に対処する義務はありません。しかし、油汚染は油臭、油膜といった点において、懸念視される傾向が強まっており、汚染と同等として対策を進める企業も増えてきました。

油汚染は油膜と油臭を確認することで、レベルを図ります。しかし、それでは人的要素が強すぎるため、TPH(全石油系炭化水素)の値から汚染度合を把握するのが主流となってきました。

汚染と判断するTPH数値は、取り決めがないですが、1,000前後で汚染の有無と判断する企業が多いようです。ご質問等あれば、お気軽にお問い合わせください。

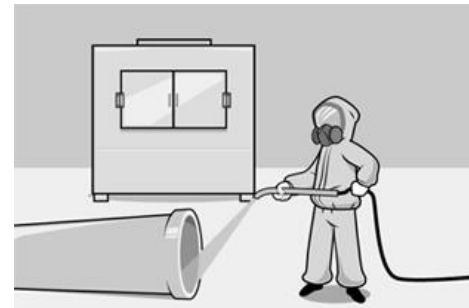


最新トピックス

「焼却炉の解体」もお任せください！

アスベックス社では、アスベスト、汚染土壌だけでなく、焼却炉の解体(ダイオキシン類対策)も行っています。焼却炉解体というと、難しいイメージがありますが、小学校等で使用されていた小さな焼却炉であれば、そのままの状態での処理施設へ移動し、施設にて解体及びダイオキシン類除去を行うことが可能です。

現地解体に比べ、解体期間の短縮が可能となります。



現地でのダイオキシン対策&焼却炉解体の可能です！